

令和2年度第2回滝沢市文化財調査委員会議

日時 令和3年3月29日（月）10時から12時
場所 滝沢市役所4階 中会議室



令和2年度第1回会議 現地視察：民具保管庫

次 第

開 会

【1 会議】10：00～11：00

- (1) 教育長挨拶
- (2) 会議録署名委員の指名について
- (3) 議事

報告第1号 令和2年度滝沢市文化財事業の進捗状況について

報告第2号 令和3年度滝沢市文化財行政事業計画について

報告第3号 令和3年度カワシンジュガイ調査報告書について

【1 観察】11：20～11：40

- (1) 観察・埋蔵文化財センター展示室

閉 会

滝沢市教育委員会事務局文化振興課

文化財調査委員名簿

1 滝沢市文化財調査委員（※委員期間は通算・本年度含む）

No	区分	委員名	専門分野	委員就任	委員期間	備考
1	委員	光井 文行	考古	H24. 4. 1～	5期（9年）	
2	委員	越谷 信	地質	H29. 4. 1～	2期（4年）	
3	委員	上白石 実	歴史	H30. 4. 1～	2期（3年）	
4	委員	松本 博明	民俗	H31. 4. 1～	1期（2年）	
5	委員	渡辺 修二	動物	R2. 4. 1～	1期（1年）	

2 滝沢市教育委員会事務局

No	所属・職名	氏名	備考
1	教育委員会 教育長	熊谷 雅英	
2	教育委員会 教育次長	佐藤 勝之	
3	文化振興課 課長	佐々木 澄子	
4	文化振興課 総括主査	井上 雅孝	埋蔵文化財担当
5	文化振興課 主事	大井 創太郎	文化財担当

参照 1

○滝沢市文化財調査委員会議運営規則

平成 22 年 3 月 26 日

教育委員会規則第 4 号

改正 平成 25 年 1 月 13 日教委規則第 5 号

平成 25 年 1 月 13 日教委規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、滝沢市文化財調査委員設置条例（昭和 41 年滝沢村条例第 10 号）

第 6 条の規定に基づき、滝沢市文化財調査委員（以下「委員」という。）の会議運営に
関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 委員の会議（以下「会議」という。）に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長及び副委員長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員長は、会議を総理し、会議の議長となる。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、そ
の職務を代理する。

(会議)

第 3 条 会議は教育長が必要と認めるとき、その日時及び場所を会議に付議すべき事項と
ともにあらかじめ通知しなければならない。

2 会議は委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決する
ところによる。

(庶務)

第 4 条 会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、委員の会議運営に関し必要な事項は、市長が別に
定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 1 月 13 日教委規則第 5 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 1 月 13 日教委規則第 6 号）

この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

参照 2

○滝沢市文化財調査委員設置条例

昭和 41 年 6 月 28 日

条例第 10 号

改正 平成 17 年 3 月 25 日条例第 10 号

平成 25 年 1 月 13 日条例第 49 号

平成 25 年 1 月 13 日条例第 50 号

(設置)

第 1 条 滝沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に文化財調査委員（以下「調査委員」という。）を置く。

(職務)

第 2 条 調査委員は、文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は教育委員会に意見を具申し、及びこのために必要な調査研究を行う。

(定数)

第 3 条 調査委員の定数は、5 人以内とする。

(任命)

第 4 条 調査委員は、文化財に関する学識経験者のうちから、教育委員会が任命する。

(任期)

第 5 条 調査委員の任期は、2 年とする。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、調査委員の設置等に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 41 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 25 日条例第 10 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、現に改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 1 月 13 日条例第 49 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 1 月 13 日条例第 50 号）

この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。